

指定居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所の概要

(1) - 1 法人の概要

開設者名称	長野県厚生農業協同組合連合会
法人所在地 (連絡先 及び 電話番号等)	長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3 026-236-2305 (代表)
代表者氏名	代表理事理事長 洞 和彦
法人設立年月日	昭和25年8月18日
法人番号	4100005001211

(1) - 2 事業所の概要

事業所名	あやめの里居宅介護支援事業所
事業所所在地	長野県上田市殿城239-1
連絡先	0268-29-6712
管理者名	石川 泰丞
サービス種類	居宅介護支援
介護保険指定番号	2070301391号
サービス提供地域※ (通常の実施地域)	上田市 東御市

※サービス提供地域(通常の実施地域)以外にお住まいの方はご相談ください。

(2) 職員体制

職員の職種	業 務 内 容	職員数
管理者	事業所の運営および業務全般の管理	1名
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1名以上
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1名以上
事務職員	事務	1名以上

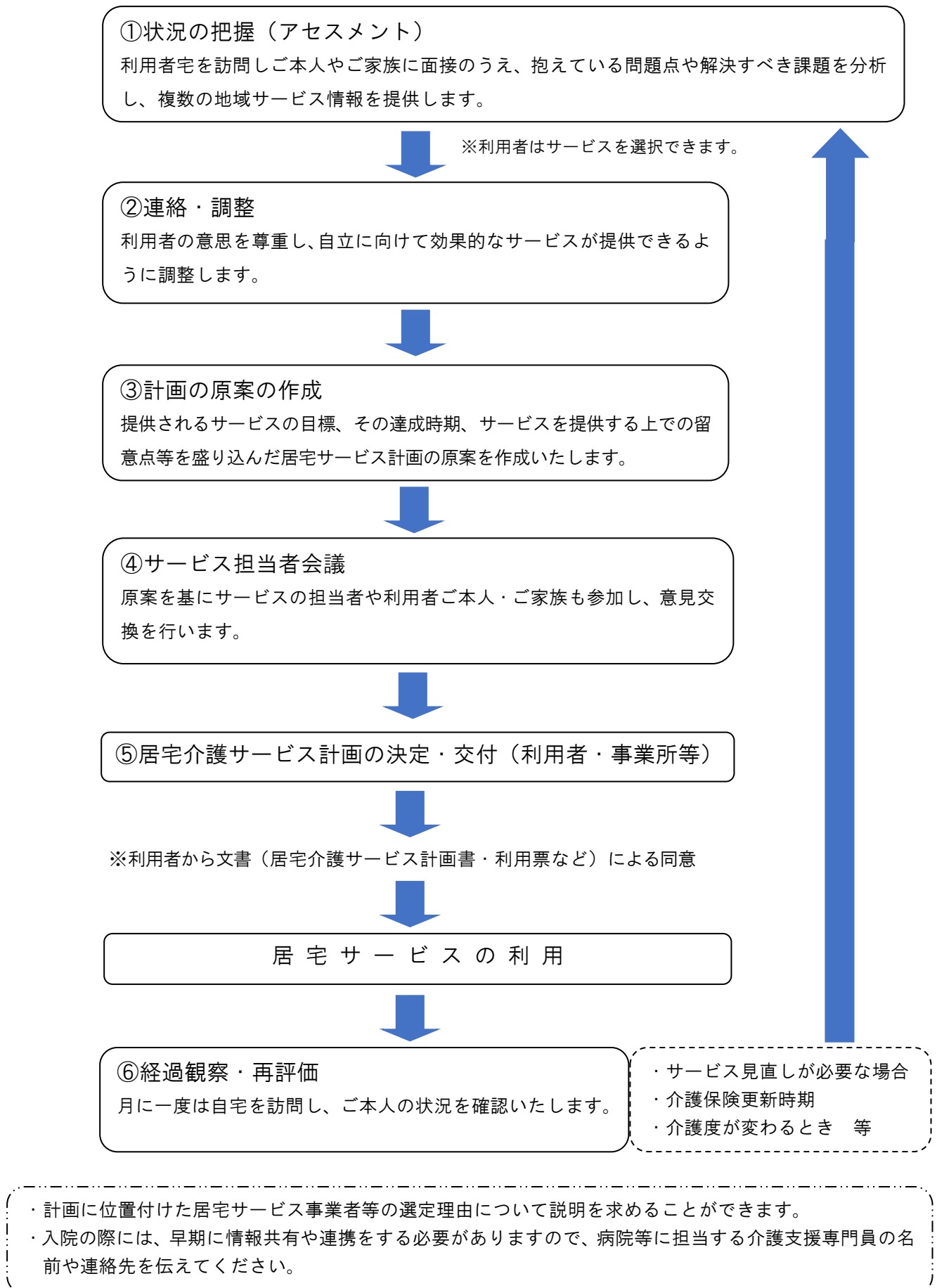
(3) 営業日・時間

営業日	月曜日 ~ 金曜日 (鹿教湯病院診療日予定に準ずる)
営業時間	午前8時30分 ~ 午後5時
(営業時間外の連絡先)	24時間体制を確保し、かつ必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保しています。 (緊急時連絡先) 0268-29-6712

2. 指定居宅介護支援事業所の事業の目的及び運営方針

目的	<p>事業所の介護支援専門員は、要介護状態となった高齢者等（以下「利用者」という。）とその家族に適正な指定居宅介護支援を提供し、生活の質の向上を図ることを目的とする。併せて安心して生活できる地域づくりに貢献する。</p>
運営方針	<p>事業所は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。</p> <p>2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率に提供されるよう配慮する。</p> <p>3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。</p> <p>4 事業の運営に当たっては、市町村その他事業者等との連携に努めるものとする。</p> <p>5 利用者により良い居宅介護支援が提供できるように、常に資質の向上と改善に努める。</p>

3. 居宅介護支援サービスの流れと主な内容



4. 利用料及びその他の費用について

(1) 利用料（月額）

要介護認定を受けられた方は、下表①から③の費用が介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の全額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。

なお、このサービス提供証明書を後日お住まいの市区町村窓口に提出しますと、全額払戻しが受けられます。

① 基本利用料

地域単価	
その他	10.00 円

費用区分 ＜取扱要件＞	要介護状態区分	単位	利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援 費用（Ⅰ）	要介護度 1・2	1,086	無料	10,860 円
		/月		14,110 円
	要介護度 3・4・5	1,411		14,110 円
		/月		5,440 円
	要介護度 1・2	544		5,440 円
		/月		7,040 円
要介護度 3・4・5	704	7,040 円		
	/月	3,260 円		
要介護度 1・2	326	3,260 円		
	/月	4,220 円		
要介護度 3・4・5	422	4,220 円		
	/月	10,860 円		
居宅介護支援 費用（Ⅱ）	要介護度 1・2	1,086	無料	10,860 円
		/月		14,110 円
	要介護度 3・4・5	1,411		14,110 円
		/月		5,270 円
	要介護度 1・2	527		5,270 円
		/月		6,830 円
要介護度 3・4・5	683	6,830 円		
	/月	3,160 円		
要介護度 1・2	316	3,160 円		
	/月	4,100 円		
要介護度 3・4・5	410	4,100 円		
	/月			

(注) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

② 加算

加算の算定要件（別紙参照）を満たす場合、基本利用料に以下の額が加算されます。

項目	単位		加算額
初回加算	300	/月	3,000 円
特定事業所加算（Ⅰ）	519	/月	5,190 円

特定事業所加算（Ⅱ）	421	/月	4,210 円
特定事業所加算（Ⅲ）	323	/月	3,230 円
特定事業所加算（A）	114	/月	1,140 円
特定事業所医療介護連携加算	125	/月	1,250 円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	/月	2,500 円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	/月	2,000 円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450	/回	4,500 円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600	/回	6,000 円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600	/回	6,000 円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750	/回	7,500 円
退院・退所加算（Ⅲ）	900	/回	9,000 円
通院時情報連携加算	50	/月	500 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	/月	2,000 円
ターミナルケアマネジメント 加算	400	/月	4,000 円
特別地域居宅介護支援加算		/月	基本利用料の 15%を加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		/月	基本利用料の 5%を加算
介護職員等処遇改善加算		/月	所定単位数×21/1000

③ 減算

減算の算定要件（別紙参照）に該当する場合、基本利用料から以下の額が減算されます。

項目	単位	減算額
運営基準減算	/月	所定単位数×50/100×地域単価
特定事業所集中減算	200 /月	2,000 円
業務継続計画未策定減算	/月	所定単位数×1/100×地域単価
高齢者虐待防止措置未実施減算	/月	所定単位数×1/100×地域単価
同一建物減算	/月	所定単位数×5/100×地域単価

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。なお、自動車等を使用した場合は、交通費をいただきます。（その他地域 5km100円、5km増すごとに100円を加算 ※上限500円）

(3) 利用料のお支払い方法（自己負担金や交通費などの支払いが生じる場合に限り）

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払い下さい。

入金確認後、領収証を発行します。また、支払い方法については、ご相談ください。

信州うえだ農協 丸子支店	八十二銀行 丸子支店
当座預金 口座番号 0073059	当座預金 口座番号 2000612
口座名義 鹿教湯病院	口座名義 鹿教湯病院

5. 他機関との各種会議等について

- (1) 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する会議について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にしています。また、会議の開催方法として、参集にて行うもののほかに、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。

- (2) 利用者等が参加して実施する会議、または定期的な訪問について、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して実施（オンラインモニタリング）する場合があります。

6. 主治医等の診断に基づく対応について

主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、利用者またはその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際に利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス提供の調整等を行います。

7. 虐待の防止について

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 秘密の保持について

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。
- (3) 従事者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負います。
- (4) 従事者であったものは、従事者でなくなった後においても、引き続き秘密保持義務を負います。

9. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとします。

10. サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関する苦情及び居宅介護サービス計画に基づいて提供している各サービスについての苦情を承ります。

(1) 当事業所

相談窓口	あやめの里居宅介護支援事業所
担当者	管理者 石川 泰丞
連絡先	0268-29-6712
受付時間	上記「1、(3) 営業日・時間」内

(2) その他

機 関 名	連 絡 先
上田市高齢者介護課	電話 0268-23-6246
真田地域自治センター高齢者支援	電話 0268-72-4700
東御市福祉課高齢者係	電話 0268-64-8888
上田市神科地域包括支援センター	電話 0268-27-2881
上田市神川地域包括支援センター	電話 0268-29-2266
上田市中央地域包括支援センター	電話 0268-26-7788
上田市西部地域包括支援センター	電話 0268-71-5712
上田市真田地域包括支援センター	電話 0268-72-8055
東御市 地域包括支援センター	電話 0268-64-5000
国民健康保険団体連合会 (介護保険課 苦情処理係)	電話 026-238-1580 Email : kaigo@kokuho-nagano.or.jp

11. サービス利用に関する留意事項

(1) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為

サービスの円滑な提供と職員の安全・尊厳を守るため、以下の行為を禁止します。

- ① 職員に対する身体的暴力
身体的な力を使って職員に危害を加える行為。
(例) コップを投げつける、蹴る、唾を吐く など
- ② 職員に対する精神的暴力
言葉や態度によって職員の尊厳や人格を傷つける、または貶める行為。
(例) 大声を出す、怒鳴る、特定の職員への嫌がらせ、「この程度できて当然」といった理不尽な要求 など
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント
本人の意思に反する性的な言動や態度の強要など、性的な嫌がらせ行為。
(例) 不適切な言動や接触、性的な冗談や質問 など
- ④ サービス利用中の撮影・録音、およびそれらのインターネット等への公開
サービス提供中に、職員の写真・動画・音声を撮影・録音する行為は原則として禁止します。
また、これらの記録をインターネットやSNS等に掲載・公開することは、いかなる場合も禁止します。

(2) ハラスメント対策

当事業所では、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等の防止を目的とし、指針に基づいた職員研修等を実施しています。

利用者や関係者による著しいハラスメント行為により適切な支援が困難な場合は、サービスの中断や契約解除を行うことがあります。

12. その他

- (1) 事前にご連絡・ご了解いただいたうえで、教育・実習の一環として研修医・医学生・看護学生等と一緒に訪問することがあります。
- (2) 大雪や地震等の自然災害等により、居宅介護支援サービスが実施できなくなる場合がございます。

重要事項説明書についての同意

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、ご利用者様に対して本書面により居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

20 年 月 日

事業所	事業所名	あやめの里居宅介護支援事業所 印
	所在地	〒386-0004 長野県上田市殿城239-1
	説明者氏名	

利用者	私は本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、内容について同意しました。	
	住所	
	氏名	
私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。		
署名代行者氏名	(利用者との続柄：)	
署名代行の理由	<input type="checkbox"/> 身体上の理由により署名が困難・不可能な為、 <u>親族等</u> が署名 <input type="checkbox"/> 身体上の理由により署名が困難・不可能な為、 <u>事業者</u> が署名 <input type="checkbox"/> その他 ()	

※署名代行者の署名につきましては、本人の自筆に限ります。

(別表)

① 加算の説明

項目	算定要件
初回加算	次のような場合に算定されます。 イ 事業所において新規に居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する場合 ロ 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する場合 ハ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する場合
特定事業所加算（Ⅰ）	常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上及び常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置している場合で、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している場合に加算されます。
特定事業所加算（Ⅱ）	常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上及び常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置している場合で、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している場合に加算されます。
特定事業所加算（Ⅲ）	常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上及び常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置している場合で、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している場合に加算されます。
特定事業所加算（A）	常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上及び常勤専従の介護支援専門員を1名以上のほか非常勤の介護支援専門員を1名以上配置している場合で、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している場合に加算されます。
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定している事業所に加算されます。
入院時情報連携加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に加算されます。 ●入院時情報連携加算（Ⅰ）：入院した日のうちに情報提供を実施した場合（提供方法は問わない） ●入院時情報連携加算（Ⅱ）：入院した日の翌日又は翌々日に情報提供を実施した場合（提供方法は問わない）
退院・退所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算されます。
退院・退所加算（Ⅰ）	●退院・退所加算(Ⅰ)イ：病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること。 ●退院・退所加算(Ⅰ)ロ：病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けていること。
退院・退所加算（Ⅱ）	●退院・退所加算(Ⅱ)イ：病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けていること。

	●退院・退所加算(Ⅱ)口：病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによること。
退院・退所加算(Ⅲ)	●退院・退所加算(Ⅲ)：病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによること。
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合に加算されます。(利用者1人につき1月に1回の算定が限度)
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合、1月につき2回を限度として加算されます。
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者(在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)において、24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備し、利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施し、訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合に加算されます。
特別地域居宅介護支援加算	当事業所が特別地域に所在する場合に加算されます。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域外に居住する利用者へサービス提供した場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算	介護サービスの質の向上および介護職員の安定的な確保・定着を図るため、介護職員の賃金改善、研修機会の確保、職場環境の改善等に充てられるため加算されます。

② 減算の説明

項目	算定要件
運営基準減算	居宅介護支援の業務が適切に行われない場合において、厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に減算されます。なお、運営基準減算が2月以上継続している場合、所定単位数は算定しません。
特定事業所集中減算	正当な理由なく、事業所において前6月に作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に位置付けられた居宅サービス等が特定の事業者に偏っている場合であって、厚生労働大臣が定める基準に該当する(80%を超える)場合に減算されます。
業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬が減算されます。
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、基本報酬が減算されます。
同一建物減算	利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や複数の利用者が同一の建物に入居している場合等に基本報酬が減算されます。